

佐々木潤之介 著

## 幕藩権力の基礎構造

高木 昭 作

はじめに 本書を一読すれば誰でも、佐々木氏の史料操作の多彩な手法に眩惑されることだろう。しかし、それにもまして印象的なのは、戦前以来の経済史の諸業績を、いかに受けとめ発展させるかという、氏のひたむきな姿勢である。未熟ながら筆者も、氏のこの姿勢を能うかぎり受けつぐことで、この文章を書いていきたい。

## 一 レジューメ

1 本書の目的 本書の目的は、次の点にあると考える。太閤検地に関する、安良城盛昭氏の説を受け入れるとすれば、何故に、近世初期に於いて小農経営の展開が未熟であったのか、という問題を解決すること。これが、佐々木氏の主要な目的である。

通説的な理解によっても、小農経営のいわゆる「満面開花」が確認できるのは、寛文・延宝期であり、この事実を、安良城説批判としての「役屋体制論」の一つのより所でもあった。したがって、この事実を、安良城説の展開という形で説明できたとすれば、それは「役屋体制論」に対して、強い説得力を持つことであ

らう。右の目的設定の意義の一つは、この点にある。意義の第二は、佐々木氏自身の藩制史への方法的反省に伴なうものである。一九五八年当時氏は、①藩内部での小経営の満面開花、及び②藩政のそれへの全面的依拠、の二つが藩体制成立のメルクマールである、というシューマのもとに、加賀藩々体制の成立を論じた。当時の研究水準に於いて、このシューマが、「開作法」と「切高仕法」との性格を対照的に明らかにする上で、それなりの有効性をもったことは、否定できない。しかし、このシューマを他の藩に適用していったとき、奇妙な結果が生じた。例えば寛政の頃ようやく藩体制が成立した藩が見出されること、などである。このことを、どのように考えればよいのか。

解決は、藩体制の成立という考え方そのものの、否定によって行なわれた。藩は、搾取階級である武士の、全国的な組織の一環として成立している。とするならば藩制なるものは、藩内部の経済的な発展度だけによって規定されているのではない。したがって、右のような意味での、藩体制の成立という考え方は、問題の立て方としてもナンセンスである。というのが、佐々木氏の自己批判にいたる過程であったと考えられる。

このような転換の上で、寛文・延宝期になってはじめて、小経営が「満面開花」するという事実を、それではどのように説明すればよいのか。安良城説を受け入れるかぎり、体制はすでに小経営を基盤として成立している。そのもとで何故に「満面開花」が一七世紀後半をまたねばならないのか。

以上が、本書の問題設定と、その研究史的な意義である。

2 本書の基礎となっている実態認識の特徴 右の問題設定の基礎

となる、一七世紀前半の基礎構造についての、佐々木氏の実態認識は、次のような特徴をもっている。

イ 先進地・後進地という地域的發展段階差の存在が、積極的に否定され、全国的に「小農」は「生産力的に未熟」であったとされていること。

ロ 「未熟」という意味は、「小農」が「被官または下人↓小農」→という循環的な存在形態にあったこと。すなわち「小農」は、いまだ自立への過程にあったこと（二〇九頁）。

ハ 太閤検地の成果としての村落の状況は、「小農」が、その生産力的未熟の故に、未だ取り結んでいる農民間の従属関係が支配的（二二二頁）であったこと。すなわち、主要なウクライドは、「家父長制的地主経営」であった。

ニ にもかかわらず「小農」が、「家父長制的地主経営」を圧倒して展開しつつあるという、生産力的動向が存在したこと。

3 佐々木氏の太閤検地評価 右の実態認識に照応的に、氏の太閤検地評価は、次のような特徴をもつ。すなわち太閤検地は、家父長制的地主経営のもとで「展開しつつある」「小農」を把握した。ここで「小農」を把握したという意味は、次の二点である。

イ 太閤検地が、「小農」をめぐる旧来の権力構成を破砕した。  
ロ 2の二の動向に規制されて、生産物地代搾取の面では、権力は、「小農」自立政策をとらざるを得なかったこと。石高制を採用した太閤検地は、その意味で、「小農」の生産力的動向を把握するものであったこと。

4 「構造論」展開の方法論的前提 本書の問題設定が2、3で要約した諸点から出発していることは、いうまでもない。そして、そ

の解決は、幕藩体制の構造論の問題として、はかられる。氏の「構造論」の特徴は、全剰余労働の搾取という前提のもとで、経済構造としての構造論と、土地所有体系の構造（「軍役体系」としての構造論）とが、等置されるところにある。そして、その理論的根拠は、次のとおりである。

まず経済構造分析の出発点として、氏は正当にも、幕藩体制を構成している種々のウクライドの経済的再生産の問題、及び、それを基本的に媒介するものとしての地代の運動形態の追求、とから出発する。次に、「構造論」的観点からの追求に値するのは、地代のうちでは、役儀・奉公のために支出される部分だけであることが、述べられる。ここで、役儀・奉公は領主の將軍への軍役に他ならず、軍役とは、領主階級内部での権力編成の原理に他ならない。

5 佐々木氏の軍役論 右のようにして、氏の分析は、いわば土地所有の構造論としての軍役にしぼられる。その際の基準は、次のような命題である。

イ 地代原則としての石高制と、領有原則としての石高制との「乖離」は、夫役・労働地代の搾取を前提とする。

ここで、地代原則としての石高制とは、地代が、米を中心とする現物形態で搾取されている、ということである。また領有原則としての石高制とは、知行制が石高によっている、ということの意味する。「乖離」については、二通りの解釈が可能である。第一の意味は、軍役が夫役徴収によって実現されている、ということである。これは、質的な「乖離」と呼ぶべきであろうか。第二の意味は、軍役の体系内部での不均

等性である。これは、量的な「乖離」といふべきか。さて本書では、この二つの意味が充分に区別されておらず（例えば一九二頁）、したがって両者の関連も充分には明らかでない。しかし、量的な「乖離」が、軍役実現の過程で質的な「乖離」を必要としたのだ、とさしあたって著者の意を忖度しておけば、これは、イの内容そのものである。すなわち、この命題は、次のように云いかえることができる。量的な「乖離」は、質的な「乖離」を必然化する。

□ 質的な「乖離」は、役屋制度の設定を必然化する。

ハ 役屋制度にふさわしい経営は、「家父長制的地主経営」である。この意味で「乖離」は「小農」の未熟さの表現であり、「小農」の未熟さを前提とする。

ニ 役屋制度は、「小農」の自立・発展にとって、阻止的に作用する。したがって「乖離」は「小農」の未熟さを存続させる要因である。

ホ 以上によって、「乖離」と「小農」の未熟さとは、相互に他を前提し合う関係にある。

6 豊臣、徳川両政権のもとの「構造」 右の規準にもとづいて、近世初期の「構造論」は、次のように展開される。

イ 豊臣政権の軍役体系は、「乖離」を有する。故に豊臣政権は「小農」の未熟さの上に立ち、しかもそれを再生産する政権であった。

ロ 慶安期までの徳川政権の軍役体系についても、同様のことが指摘できる。

ハ しかし、同じ「乖離」の体系ではあっても、そのあり方の

上では、イ、ロには大きな差異がある。すなわち、イの体系に於いては「小農」の未熟さは、領主内部の対立（＝権力内部の矛盾↓「乖離」という形で表現されている。これに対し、ロの体系は、イへの対抗という形で出発したという歴史的事情により、「小農」の未熟さを、統一的権力編成内部での「乖離」によって表現しているのである。

ニ 「統一的権力編成」の確立は、いわば権の反面として、領主・農民間の階級関係を明確化した。すなわち領主階級は、階級全体として、生産力の動向にとって、よりふさわしい政策をとることが可能となる。「乖離」の体系が消去されるのは、このことによる。かくて「小農」の「満面開花」への前提が準備される。

7 小括 以上の佐々木氏の論理は、「小農」の未熟↓そのこととの体制への反映としての、相矛盾する二つの政策（「小農」自立策と、役屋の設定）↓その政策の「小農」への反映、という形で展開されていることが明らかとなった。すなわち、体制と基礎構造との相互規定、という視点が具体化されている点で、本書は、従来の研究史上、高く評価されるべきであろう。

しかし、そのことと、氏の試みが成功しているかどうかは、別のことである。その点について、筆者の見解は、否定的である。筆者は、右に要約した六つの点すべてについて、佐々木氏の見解に賛成しがたい。以下に於いては、まず、その理由を説明したのち、佐々木氏の問題設定に対する筆者の見解を明らかにしていきたい。

## 二 検 討

1 「構造論」の検討 佐々木氏の「構造論」の特徴は経済構造としての構造論と、土地所有体系の構造論とが等置される点にあり、その理論的根拠は、経済構造分析の手段としての剰余生産物の運動形態の追求を、役儀・奉公費用だけにしぼり得る、とするところにあった。

右の検討に入るまえに、経済構造なるものの規定について、筆者は、次のように考えている。幕藩体制社会に於いて、さまざまなウクライドの再生産が、「小農」対領主の關係によって、どのように媒介されているか。幕藩体制社会に於ける構造論を、このように考えるとき、年貢として徴収される全剰余労働の運動を追求することは、構造論の分析にとって、欠くことのできない手段といえる。この点では、筆者は、佐々木氏に賛成である。しかし、剰余の運動追求を、役儀・奉公費用だけにしぼって行なうことが、果して正しいかどうか。この方法が可能であるためには、次のような前提が必要であろう。一たび年貢として徴収された剰余生産物は、全く領内の農業経営とは關係なく消費され、また人夫の徴収は全くの無償で、彼らの再生産とは全く無関係であること。逆に、この前提が成り立たない場合は、佐々木氏のような方法は、成り立たない。何故ならこの場合、城下町を通じて間接的にはあれ、また領主と農民との直接的な交換によるものであれ、剰余生産物の運動は、農民の再生産に一定の影響を与えるからである。この点を、より具体的に、氏の「個別分析B—一七世紀における農業生産力発展の様相」の検討を通じて、考えてみよう。

この章の主旨は、「家父長制的地主経営」が支配的であった加賀藩において、小経営の展開と体制との関連如何を見ることにあり、具体的には、その関連は、

全剰余生産物の搾取（「体制の規制」）↓「家父長制的地主経営」からの下人の放出（「家父長制的地主経営」の体制への対応）↓「家父長制的地主経営」から、ともかくも相対的に自立したものである「下人小作」の成立↓下人小作のもとの生産力の展開

というシニーマで述べられている。このシニーマの積極的な意義は「家父長制的地主経営」とは異質な生産力の、発展の担い手の問題を、明らかにした点にあると考えられる。しかし、問題は、その担い手である「下人小作」の再生産の問題が、本書に於いては解決されていないところにある。

いま佐々木氏にしたがって、「家父長制的地主経営」から若干の土地を分与されて、「下人小作」が成立したとしよう。これらの二つの経営を全体としてみれば、さしあたっては生産力の低い「下人小作」に委ねた部分に相当するだけ、全体の生産性は低下するはずである。したがって、下人の再生産が、これらの二つの経営の内部だけで完結する、とすることはできない。このことは、下人からの夫役を前提とする以上、「家父長制的地主経営」の再生産も、不可能であったことを意味する。だから、この問題の解決なしには、佐々木氏の本章のシニーマは、成立しない。

この点では、この章の対象となっている明暦以降に於いて加賀藩では、諸種の雑多な役が夫役を含めて、銀納となつてに、注意すべきであろう。役屋は、単に役銀を負担する存在に形

骸化している。(氏が引用する慶安三年の史料——二三頁——で半役、三分役などが存在するのも、このことを物語る)したがって領主は、雑多な日常必要物資及び人員を、交換によって調達しなければならなかった。<sup>②</sup>一たび徴収された年貢は、こうして生産過程に還流し、農民の再生産と絡み合う。右で指摘した、下人の再生産の問題は、さしあたっては、この点と関連させる以外には、考えることができない。下人の再生産は、自己の稚ない経営、「家父長制的地主経営」からの給・飯米、及び領主(城下町をも含めて)との交換による収入、の三つの上に置かれていたのである。「家父長制的地主経営」の再生産も、したがって、この点を前提とする。

右の考察が正しいとすれば、体制に対する対応として成立した「家父長制的地主経営」と「下人小作」の再生産は、年貢によって媒介されていた、と結論することができるとするならば、佐々木氏の「構造論」の方法は、否定されなければならない。具体的には、氏のミスは、諸役の代納化の構造的意義を捨象した点にあった。したがって、氏の「軍役論」が、以下のような問題をもっていることも偶然ではない。

2 「軍役論」の検討 量的な「乖離」が、質的な「乖離」を必然化する、という点についての実証は、奇妙にも、ほとんどいってよいほど無い。(なるほど戦時動員としての陣夫役の徴収については、氏の指摘するとおりであろう。しかし、この動員が戦時だけに限定されず、日常的な役儀・奉公までが、夫役徴収によって果たされていたことが立証されない限り、この指摘も、当面の問題にとって、さして意味はない。)むしろ注目すべきは、この命題の直接的な証明の代りに、「各藩において軍事力の過重性が、どのような矛盾を生み出しているか」

という観点のもとに、給人の在郷・手作りという事態が指摘されていることである。はたして、給人の在郷・手作りが、質的な「乖離」の証明となっているであろうか。結果は、まさに逆である。氏が引例する岡山藩の場合について考えてみよう。

岡山藩においては、慶長一二年以降、給人の夫役徴収が厳禁され夫米制が敷かれていたことが、検討の前提である。ここでは、量的な「乖離」→質的な「乖離」という事態は成立せず、量的な「乖離」→給人財政の窮乏、という事態が発生している。氏が引用する史料が、あくまでも給人の窮乏対策という目的をもち、夫役徴収に対する規制という目的をもっていないことは、そのことを物語っている。したがって、佐々木氏のこの命題は実証困難であり、むしろ近世の一定時期以降においては成り立たない、ということを、氏の史料自体が示しているのである。

次に、「小農」の未熟→「乖離」という命題についても、同様のことが云える。氏は、この命題を加賀藩に於いて立証したと述べられるが(二三六頁)、そうでないことは、すでに述べたことによつて、もはや明らかであろう。

ところで、加賀藩、岡山藩の夫役代納制は、いずれも慶長・元和以降の問題であった。したがって、佐々木氏の方法は、それ以前に於いては、有効である可能性がある。しかし、周知の文禄五年の石田三成の法令に現れる代納制は、その場合、どのように評価すべきであろうか。ここでは、加賀、岡山藩の慶長末年以降の事態が、近世の初頭から存在した。とするならば、兵農分離を強制した地域と、強制された地域の間には、やはり発展段階差を想定するのが、妥当なのではあるまいか。このことは、佐々木氏の

実態認識の問題であると同時に、個々の地域での実態分析を、一般的全国的に拡大する手段としての、豊臣、徳川政権の「構造論」の問題でもある。

3 豊臣政権の「構造論」の検討 豊臣政権の「構造」分析は知行状の検討によって行なわれている。すなわち、豊臣氏の知行宛行状の典型として、浅野彈正少弼・左京大夫宛慶長三年知行方目録をとりあげて、次の四点が指摘される。

イ 長政と幸長の兩人あてに、知行がそれぞれ区別して宛行なわれていること。このことは、秀吉と大名との主従関係が、秀吉と大名家との間に結ばれるのではなく、大名個人との間で結ばれるものであることを示す。

ロ 知行目録に太閤蔵入地分が明記されていること。この点は、秀吉権力に対する大名権力の相対的な強さを示す。

ハ 軍役人数が長政と幸長で異なること。この点は、秀吉と大名との結びつき方の如何によって、軍役量が異なること、すなわち統一的な軍役体系の未成立を示している。

二 知行目録に無役分が明記されていること。このことは、第一には、大名権力の相対的強力性を、第二には、大名の直属軍事力、つまり給人に転稼されない軍事力の、少なくとも一部が、秀吉の軍事力に包括されないことを示し、第三には、大名の経済的再生産が、軍役の実現と原理的に分離されていること、を示す。

かくして豊臣政権は、大名の相対的強力性の故に、統一的な軍役体系を成立させることができず、したがって所有体系と領有体系との間に「乖離」をもつ政権であった。そして、この故に、豊臣政権は過渡的な政権であることが、結論づけられるのである。

以上の議論の特徴は、相対的に強力なものとしての大名の性格が直接に豊臣政権の性格を規定している、とする点にある。このことが成り立てば、まぎれもなく「小農」の未熟さを内包する加賀藩などの実態が、体制全体を規定することになるであろう。

結論からいえば、筆者は右の見解には賛成しがたい。それは、知行宛行状を分析する方法に關してである。具体的に説明するため、知行宛行状と同一の性格を有すると考えられる、次の史料を引用しよう。

#### 覚

一、南部内七郡事、大膳大夫可任覚悟事  
一、信直妻子定在京可仕事

一、知行方令檢地、台所入丈夫に召置、在京之賄相統ひ様ニ可申付事

一、家中之者共相抱諸城悉令破却、則妻子三戸江引寄可召置事、右条々及異儀者在之者、今般可被加御成敗外条、堅可申付事

以上

天正十八年七月廿七日

南部大膳大夫とのへ

(秀吉朱印)

右は、秀吉が南部信直に対して南部七郡を与えると同時に、信直の秀吉に対する奉公を義務づけた文書である。この点で、右の「覚」は、知行宛行状と同じ性格の文書と見做すことができる。

まず、この文書に現われたかぎりでの秀吉の意図は、第一、第三条に見られるように、信直に七郡の仕置きを委せ、同時に、京都

に於いて信直を軍事的な手足として使役することにあつた。そして、そのためには、①台所入を丈夫に召置くこと、②いまだ各地に躊躇していたであろう諸侍を、信直の意に従わせることが、当面必要だったのである。しかも、この二つの処置を実行に移すためには「及異儀者」に対して「今般可被加御成敗条」と、統一権力である秀吉のバック・アップが必要だったのである。

以上のことがらは、まず政治的には、大名としての信直の権威の未確立をものがたるだろう。そしてそれを規定した経済的要因は、この地域の後進性であろうことは、いうまでもない。とするならば、右の文書に表現されている事態は、秀吉の意図が、地域性を通じてどのように実現されていたか、という過程を示すものとしなければなるまい。

同じことが、知行宛行状についても云い得る。右の関連に於いては、知行目録に明記された無役分は、いまだ領内に於いて権威を充分に確立していない大名に、秀吉への奉仕を保障する手段だったと考えるべきである。この視角からすれば、佐々木氏の理解とくにハの点は、否定されなければならない。無役分は、軍役の実現と原理的に分離されていたのではなく、軍役の実現を保障する手段だったのである。二の点、すなわち太閤藏入地の存在も、大名の強力性を示すとは考えられない。藏入地をかけたの大名領に設定できたこと自体が、統一政権の強力性をものがたるからである。また、江戸幕府の預地は、どのように考えるべきか。ハの点についても、疑問がある。例えば朝鮮役の軍役編成は、十分に統一的であつたからである。イの点は、江戸時代を通じて云えることがらである。以上によって、④大名の相対的強力性という佐々木氏

の説は成り立たないこと、②知行宛行状は、統一政権の意図が地域性を通じて実現する過程を示すものとして、分析するべきであること、の二点を述べた。

したがって、知行宛行状に表現されている地域性としての後進性を以て、ただちに、統一政権としての秀吉の性格を論じるのは、方法として妥当でない。秀吉政権の性格は、別の方法で行なわべきであろう。この意味で、次に問題とすべきは「畿内において、その量的な差はともかく、「小農」の生産力的未熟の上に、豊臣政権は立った」とする(二二二頁)、氏の実態認識である。

#### 4 実態認識の検討④

まず「未熟」という言葉の意味を、もう一度確認しておく。それは、「小農」が、いまだ自立への過程にあつたこと。したがって、ウクライドとしては、「家長制的地主経営」が支配的であつたこと、の二点を意味する(二二二頁)。なるほど、畿内に於いても、「家長制的地主経営」が最終的に消滅するのは、寛文・延宝期であることは、氏の述べるとおりであろう。しかし、だからといって、十七世紀前半の畿内に、自立した「小農」が存在しなかつた、と云えるだろうか。佐々木氏自身の分析が、この点を明らかにしている。踞尾村の文禄検地当時の状態を示す、表13を参照してみよう(二九六頁)。そこには明らかに、屋敷地と、一定の割合で水田とを名請けした七〇石層を中心に、「小農」の存在を指摘することができる。彼らの経営をとりまく具体的な諸条件については必ずしも明らかではないが、彼らが自立した経営を行なっていたであろうことは、右の二点から、充分に推定できる。思うに、このような階層までも、氏は、「小農」↓下人・被官」という循環の、一局面にあるもの

と把握されているのではあるまいか。しかし当時の実態は、このような循環過程にある諸ウクライドと、自立した「小農」とが併存していたと考えるべきである。

実態認識の第二の問題は、これらのウクライドの中で、はたして「家父長制的地主経営」が「支配的」であったか、どうかである。それは、佐々木氏の太閤検地評価と関連する。

5 太閤検地評価の検討 本書の本質 氏の大閤検地評価の特徴は、太閤検地が「小農」が旧来のウクライドを圧倒して展開しつつあるという、生産力的動向を把握した、とする点にあった(二二二及び二九九頁)。これが、「小農」自立・維持策の内容であり、その故に氏は、自らを「安良城説上に立つ」と称している。しかし、この安良城説理解は正しくない。筆者は、安良城説を次のように受けとっている。安良城説は、構造論の基点に、どのウクライドを据えるべきか、という問題への解答である。小農自立政策等々の指摘は、そのための手段に過ぎない。したがって、ある理論が安良城説の上に立っているかどうかは、構造論の基点に、どのウクライドが据えられているか、によって判定すべきである。この規準によってみれば、氏の「構造論」は、明らかに、「家父長制的地主経営」を基点としている。故に本書の本質は、氏の意図に反して、役屋体制論の一変種と規定すべきものである。

### 三 総 括

1 以上に於いては、佐々木氏は安良城説の發展を意図しながら、実は安良城説を否定する説を展開していることを述べた。その理由は、これまで検討したところによりながら、要約すれば次

のようになる。まず畿内に於ける氏の実態認識が、誤まっていた。次に、いわゆる後進地に於いては、氏が指摘するような実態は、生産力の面でも、また夫役徵発の面でも、たしかに存在した。しかし、その実態は、時期的にも地域的にも限定して考察されるべきものであった。氏の「構造論」と知行状分析の方法が、右の限定を受けている実態を、時期の上では慶安まで、また地域的には全国的に、拡大することになったのである。このようにして、畿内できさえも「小農」の未熟という実態認識が成り立つ。佐々木氏が自らの意図とは逆の理論を展開することになった理由は、以上のような事情によると考えたい。

2 それでは「安良城説に立つ」場合、佐々木氏の設問は、どのように答えらるべきであろうか。畿内に於いても、寛文・延宝期と太閤検地当時とは、生産力的様相に大きな差があることは、やはりおおいがたい事実であるからだ。この点に関して、筆者は、畿内の近世初期の分析には、次のような前提が必要と考える。

イ 小領主制と領主制とが、本来もっている段階差の問題。ここでは、小領主制そのものについて説明する余裕も能力も、筆者にはない。しかし、さしあたっては、小領主と領主との生産力の組織のし方の差を指摘しておきたい。用水の問題、流通制度及びその諸手段の問題、土地所有の問題等々である。この点から、小領主制のもとでは、「小農」は残存する「家父長制的地主経営」を、最終的に駆逐する力量を持ち得なかつたのである。

ロ 日本に於いては、小領主制から領主制への移行が、統一政権によって、上からの兵農分離という特殊な形態で行なわれたこと。



ハ 地域的な不均等発展を内包しながら成立した幕藩体制社会の分業の中核としての地位を、畿内が与えられたこと。

口、ハの二点については、本書で佐々木氏自身が強調するところである。しかし、イについての配慮は、筆者が理解できた範囲では、本書では、まったく見られない。あえて想像すれば、この点の欠除は、佐々木氏のそもそもその出発点であった、加賀藩々制史のシェーマと、関連するのではあるまいか。それは『満面開花』こそが、幕藩体制にふさわしい、というイメージであった。本書での問題設定は、このイメージを抜きにしては考えられない。これに対し、イの観点を導入すれば、氏の問題設定そのものが、ある意味では、無意味となろう。「家長長制的地主経営」の一定の残存の上に、体制が成立したのだから。

以上、本書のもつ一種の熱気に、半ば引きずられながら、筆者の未熟な考えを述べた。氏の御教示を期待して止まない。

- ① 「加賀藩史料」第二巻七四頁によれば、蔵入地に於いては、慶長一五年に、知行地に於いては元和六年に、夫銀制が布かれた。また同四〇一頁所収の「三ヶ圍諸役御赦免の目録」によれば、「城詰夫」、「他困夫」等の夫役、薪・炭・山椒・わらび、等々の現物役の兩種が、高掛銀納とされている。

② 元和期以降、加賀藩に於いては、給人の夫遣及び藩の日用の両者に關して、給銀の規定が頻出する。(『「加賀藩史料」

③ すでに『満面開花』に近い状態にあるとはいえ、表九「加賀郡頭振内容」(一四五頁)は、この観点から評価されるべきである。

④ 「藩法集」岡山藩・下九三四頁所収の「武州様法令」九慶長二年三月「百姓に申渡覧」。また、内藤二郎氏「備前藩の夫役制度」(『社会経済史学』二六一三)。

⑤ 『滋賀県史』第五卷三六一頁。  
 ⑥ 本書二一六―七頁、ただし長政の四万石は、四万五千石の誤植である。

⑦ 『岩手県史』第三卷六九二頁。但し写真版による。

⑧ 歴史学研究会封建部会日本近世・東郷部会に於ける三鬼清一郎氏の報告(一九六四・三月於学士会館本郷支部)による。

⑨ 豊臣政権との対比によって展開されている徳川政権論も、したがって、再構成されるべきである。

⑩ この項では、レジユメの4―12で要約した点についての検討は行わない。この傾向は、事実として、認められるからである。しかし氏が「基本的地代たる生産物地代搾取の強化のためには、個別分析Cで明らかのように、「小農」自立こそ必要であった」(二三六頁)と述べられるように、右の動向の実証が肥後藩で果たされた、とされる点については、意見を保留したい。次の様な重大な計算のミスがあるからである。まず、表6(一四六頁)の  $P \cdot g \cdot t$  のKの値がそれぞれ循環表に入れ違っている。したがって、表7(一四八―九頁)の各数値は、 $r/g$ 、 $s/g$ を除いて、すべて誤りである。次に、これらの数値を比較する基準となっている表7―附(二四九頁)の計算方法に疑問がある。 $r/g/t/g$ と $r/P/t/P$ とは、本来一致すべきであるのに、この表では一致していない。これは、この表の計算が、表7の単純平均によっていることに基づいている。したがって、この一致しないことの理由としての「経営の型」「農業の型」という説明は、全くのコジツケである。したがって個別分析Cは、このままでは検討の対象とすることができない。

⑪ 小領主と領主制との差の問題については、ソビエト史学叢書4『ゲルマン共同体の基本構造』所収のニュースヒン論文から示唆を得たことを附記しておく。

(A5判四一六頁。昭和三十九年一〇月 お茶の水書房発行 定価一三〇〇円)

(東京大学史料編纂所)